下関市上下水道局設計等委託業務成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、下関市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が 発注する建設工事に係る設計、測量及び調査等の委託業務(以下「委託業務」 という。)について行う成績評定(以下「評定」という。)に関し必要な事項 を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並 びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

- 第2条 この要領において、評定の対象となる委託業務は、次の各号に掲げる 業務とする。
 - (1) 設計業務
 - (2) 建築設計業務
 - (3) 調査業務及び計画業務
 - (4) 測量業務及び地質・土質調査業務
- 2 評定は、委託業務の目的により、次の各号に掲げる業務に分類して行う。
 - (1) 設計業務(詳細設計)
 - (2) 設計業務 (概略設計・予備設計)
 - (3) 建築設計等業務
 - (4) 調査業務、計画業務、測量業務、地質・土質調査業務及び別に定める基準に従い定められる単純調査業務
- 3 評定は、1件の契約金額が100万円を超える委託業務について行うものとする。

(評定の内容)

第3条 評定は、委託業務の実施状況及び成果物の品質等について行うものとする。

(評定者)

- 第4条 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、技術検査職員及び監督職員とする。
- 2 技術検査職員とは、下関市上下水道局会計規程(平成26年上下水道局規

- 程第3号)第201条の規定により管理者から任命された工事検査職員の中から技術検査を行うために、委託業務の契約の履行を主管する課長及び所長 (以下「担当課所長」という。)に選任された者とする。
- 3 監督職員とは、下関市上下水道局設計等委託業務監督要綱(平成29年4 月1日制定。以下「監督要綱」という。)第4条の規定により担当課所長に選 任された者とする。

(評定の実施時期)

- 第5条 評定の実施時期は、次のとおりとする。
 - (1) 監督職員にあっては、受注者から委託業務完了届が提出されたとき。
 - (2) 技術検査職員にあっては、完了検査を実施したとき。

(評定の方法)

- 第6条 評定は、委託業務ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
- 2 評定の採点は、委託業務の区分に応じ、別に定める採点表により行うものとする。

(評定結果の報告)

第7条 技術検査職員は、委託業務の完了検査を完了したときは、当該委託業務に係る評定の結果を委託業務成績評定表(様式第1号)、項目別評定点(様式第2号)及び評定集計表(様式第3号)により担当課所長に報告するものとする。

(評定結果の通知等)

- 第8条 担当課所長は、前条の報告を受けたときは、速やかに、委託業務成績 評定結果通知書(様式第4号)により、受注者に通知するものとする。
- 2 受注者は、前項の通知を受けた日から14日以内に、委託業務成績評定に 係る説明請求について(様式第5号)により、担当課所長に対して説明を求 めることができる。
- 3 担当課所長は、前項の規定による説明の請求があったときは、速やかに委 託業務成績評定に係る説明について(様式第6号)により、回答するものと する。
- 4 受注者は、再説明の請求はできないものとする。
- 5 担当課所長は、評定点が60点未満の場合は、総務課長に報告を行う

ものとする。

(改善要請)

第9条 担当課所長は、60点未満の評定点を受注者に通知するとともに、受 注者に対して改善計画書の提出を求めるものとする。

(評定の修正)

- 第10条 担当課所長は、第8条第1項の通知をした後、当該評定を修正する 必要があると認められる場合は、修正しなければならない。
- 2 担当課所長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく受注者へ通知するものとする。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、 平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。